

埼玉県消費生活支援センター会計年度任用職員（主任消費生活相談員）

募集要領

埼玉県では、次のとおり埼玉県消費生活支援センターに勤務する会計年度任用職員（主任消費生活相談員）を募集します。

1 職務内容・募集人員等

(1) 募集職種

主任消費生活相談員

(2) 募集人員

埼玉県消費生活支援センター熊谷 1名

(3) 勤務場所

埼玉県消費生活支援センター熊谷

(熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎3階)

(4) 職務内容

ア 県が取り組む広域的、専門的な課題への対応及び市町村支援

a 「問題解決プロジェクトチームの核」の役割

主任消費生活相談員、職員及びアドバイザー弁護士で構成する「問題解決プロジェクトチーム」の中核として、専門的かつ困難な事案、広域にわたる相談事案について、課題解決に向けた分析・検討等

b 市町村巡回訪問、共同処理を通じ、市町村の相談窓口の支援

イ 「相談員の相談員」の役割

県・市町村の消費生活相談員から個別案件に関する相談を受け、助言、情報提供、対応方針の検討等

(5) 任期

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

2 応募資格

(1) 次のいずれかの資格を有し、かつ、令和4年4月1日現在で、消費生活相談の事務に通算して8年以上従事した人

ア 消費生活相談員（国家資格）

イ 独立行政法人国民生活センターが認定した「消費生活専門相談員」

ウ 一般財団法人日本産業協会が認定した「消費生活アドバイザー」

エ 一般財団法人日本消費者協会が認定した「消費生活コンサルタント」

- (2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項のいずれかに該当する人は応募できません
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件

- (1) 勤務日
週4日29時間
※原則として土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。ただし、当番制により本所での土曜勤務があります。
- (2) 勤務時間
午前8時45分から午後5時まで（休憩時間を除く）
- (3) 報酬
月額 194,600円～200,100円
※報酬は、学歴・経験等を考慮の上、決定します。
- (4) 諸手当
期末手当：報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額
- (5) 交通費
実費相当分を支給（県の規定による）
※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。
- (6) 社会保険
健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入
- (7) 有給休暇
年次休暇10日（初年度）・夏季休暇4日（6月から9月の期間内）
（県の規定による。変更される場合があります。）

※「3 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めによるところにより変更します。

※令和4年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

4 選考方法

論文及び面接による審査

論文のテーマは、申込受付後にお知らせします。面接時に記述してお持ちください。

面接は、2月11日（金・祝）です。詳細な時間等は追って連絡します。

結果については、2月18日（金）に発送します。

5 提出書類

(1) 履歴書（様式第1号）、身上書（様式第2号）

※ 面接の日程を連絡するため、平日の昼間に連絡が確実にとれる電話番号を記入してください。

(2) 資格を証する書類の写し

6 申込期限等

(1) 申込方法

応募書類を埼玉県消費生活支援センター（本所）まで直接持参するか、下記応募・問合せ先まで郵送してください。郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（主任消費生活相談員）採用選考申込書在中」と朱書きしてください（電子メール及びFAXでの応募は御遠慮ください。）

(2) 受付期間

令和4年1月18日（火）～令和4年2月1日（火）

* 郵送の場合 2月1日（火）必着

* 直接持参の場合 受付時間 9時から17時まで（土曜・日曜は除く）

7 応募・問合せ先

埼玉県消費生活支援センター（本所） 相談担当 真仁田

〒333-0844 川口市上青木3-12-18 SKIP シティA1街区2階

TEL 048-261-0978